

麻生区剣道連盟 細則

2025年4月12日より適用

1 会長の任期

会長は原則2期4年までとする。

2 役員の年齢

役員は原則75歳（年度末）までとする。

3 諸手当、慶弔関連給付に関する規程

麻生区剣道連盟の諸手当、慶弔関連給付に関する規程を次の通り定める。

1	役員関係手当	給付金額（円）		備考
	1) 事務局長	半期 90,000	180,000/年	事務全般、理事会、指導、大会、審査施設の業務割合で半期に分配支給する。
	2) 事務担当			
	3) 相談役	0		
	4) 会長、副会長、理事長	0		
	5) 副理事長、会計、監事	0		
	6) 理事	0		
	7) 各専門委員会委員長、委員	0		
2	大会、審査会、講習会、会議、派遣に関する謝礼(車代等)			
	1) 相談役、役員、審判員、係員、救護、内部講師	0		
	2) 来賓	2,000	車代（市剣連会長、他区剣連会長）	市剣連交通費と同額
	3) 外部講師	半日 5,000	終日 10,000	
	4) 市大会係員補助	6,000	係増員が必要と認められた場合	交通費等5,000 + 弁当代1,000
	5) 市剣連行事補助	2,000	納会等市剣連から支給が無い場合	市剣連交通費と同額
3	慶弔関連費用			
	1) 会長及び会長経験者死亡弔慰金	10,000		
	2) 市創立記念大会及び各区剣道大会祝い金 （ただし、会長宛て案内があったものに限る）	5,000	各年1回	記載が無い場合、会長に一任し理事会へ報告する。
4	諸管理手当			
	1) システム管理	通期10,000	HP管理費実費を含む	
	2) 備品管理	通期10,000	備品保管費用	別途要検討